

意匠法の問題圏 第15回

—— 保護対象Ⅵ 視覚的美感③

京橋知財事務所 弁理士

(一社)日本デザイン保護協会 意匠研究会 会員 梅澤 修

Ⅵ. 視覚的美感

3. 美感

1) 学説等

2) 裁判例にみる美感認定

①美感認定の必要性

②類否判断にみる美感認定(以上前号)

③部分意匠における美感認定

部分意匠において、「美感を起こさせるもの」としての部分の認定が重要であることについては、本連載で既に述べた*1。特に、部分意匠の対比の対象となるべき被告意匠や引用意匠の認定において「美感」の認識が必要であり、被告意匠(又は引用意匠)は、本件意匠(又は出願意匠)と対比される部分意匠として、視覚を通じて「一定のまとまりある形態(ゲシュタルト)」が認識されなければならない*2。『意匠審査基準』89頁等では、意匠を構成すると認められるための要件として、「他の意匠と対比する際に対比の対象となり得る意匠の創作の単位が表されている」ことが挙げられているが、出願意匠のみならず、被告意匠や引用意匠としての部分意匠についても、「視覚を通じて美感を起こさせるもの」としての「一定のまとまりある形態」が存在することが、その成立要件であると解すべきである。

部分意匠の裁判例では、以下のように、「意匠登録を受けようとする部分」及び「それに相当する部分」の形態について全体的なまとまりと捉えて、部分意匠の美感を認定している。

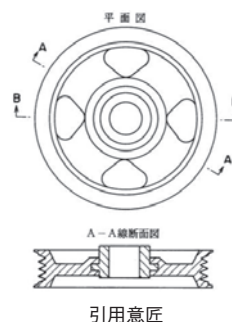
(以下、引用判決中のアンダーラインは筆者が引いたものである。)

(1) 知財高判平成19.1.31〔プーリー〕

平成18(行ケ)10317号[図1]

本件では、本願〔プーリー〕部分意匠について、「本件ドーナツ状平坦部分」は、「凹陷部の底面に位置する部分として、一定のまとまりがあり、視覚を通じて美感を起こさせるもの」とらえることができ(る)」のに対し、引用意匠の「本件相当部分は、ディスク部全面の平坦部における略中央部分」というものであり、本件相当部分と他の部分とを直ちに視覚的に区別するものがなく、…視覚上認識することはできない。そうすると、本願実線部分と本件相当部分との間に存在する位置の差異によって、本願意匠と引用意匠は、看者に対して、全く異なった美感を与えるものという他ないのであり、上記の位置の差異は、本願意匠と引用意匠の形状自体の共通点を凌駕し、両意匠に異なった美感をもたらすというべきである。」と説示する。

● 図1



本件は、最後に「位置の差異によって…異なった美感を与える」と述べているが、そもそも引用意匠(本件相当部分)は、「ドーナツ状」等の形態としては「視覚上認識することができない」ものである。したがって、相当する引用意匠として「まとまった形態」が認識できず、美感を起こさせる意匠が特定

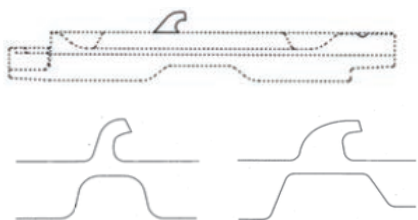
できなかった事例と解される。すなわち、本件でいう「位置の差異」とは、「ドーナツ状」等の形態が存在する「位置の差異」ではなく、本願意匠が「凹陷部の底面に位置する部分」であるのに対し、「本件相当部分は、ディスク部全面の平坦部における略中央部分」であるという「位置の差異」をいうものであり、その「位置の差異」によって、本願意匠は「ドーナツ状平坦部分」として「一定のまとまりがあり、視覚を通じて美感を起こさせるものととらえることができ(る)」のに対し、引用意匠としては、相当する形状が「視覚上認識することはできない」のである。

(2) 大阪地判平成19.10.1〔平板瓦〕

平成18(ワ)4494号〔図2〕

本件は、当該部分の形態について全体のまとまりとしての美感を認定している。すなわち、「防災瓦の機能・目的に照らすと、防災瓦の取引者・需要者は、係合凸部と係合差込部の係合状態、係合凸部及び係合差込部の強度に強い関心を寄せるものと考えられるから、これを本件登録意匠との関係で見ると、係合凸部における差込空間を形成する部分の形状及びこれとは反対側の側面の形状が注目されがちであるものというべきである。そして、…本件登録意匠は、具体的構成態様②ないし⑦の構成により、全体として、滑らかかつなだらかで安定感のある美感をもたらして」いると説示する。これに対して、「イ号意匠は、正面視において、…逆L字状の角部にやや丸みを持たせたような印象で、全体にほっそりとして不安定な印象の美感を与え」…「ハ号意匠は、…逆L字状の下部を太くした上、角部にやや丸みを持たせただけであるという印象で、全体にずんぐりとした安定感のある美感を与えており、本件登録意匠の

●図2



ように、滑らかかつなだらかで安定感のある美感とは異なるものというべきである。」と説示する。

(3) 知財高判平成20.12.25〔ビールピッチャー〕

平成20(行ケ)10251号〔図3〕

本件では、部分意匠のなかの各部の特徴を総合して、部分意匠(当該部分)について全体的な美感を認定をしている。すなわち、「本願意匠は、折り返し部及び注ぎ口ともに基本的に直線で形成され、全体の縦が長く、注ぎ口を大きくかつ深く、正面視において二重略V字形状を有し、これらの特徴を総合すると規則的であるが、シャープな印象を与える形状ということが出来る。」とし、「引用意匠は、注ぎ口の側方視を除いて折り返し部及び注ぎ口ともに基本的に曲線で形成され、全体の縦の長さが横の長さに比して短く、注ぎ口が小さくかつ浅く、正面視において円弧形状を示し、平面視において、注ぎ口は、手前から先端に進むに従い、曲率半径を変化させ、曲線が多用され、これらの特徴を総合すると、不規則かつ複雑であるが、全体として柔軟で暖かな印象を与えるものといえる。」と説示する。

●図3

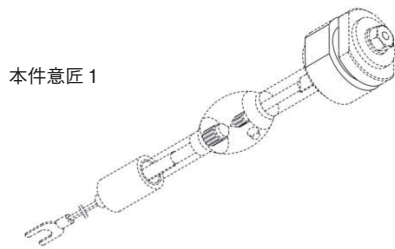


(4) 大阪地判平成25.1.22〔放電ランプ〕

平成23(ワ)529号(判タ1400号328頁)〔図4〕

本件でも、当該部分意匠のなかの各部の形状について美感を認定し、それを踏まえて部分意匠全体について美感を認定している。すなわち、「第1胴部

● 図4



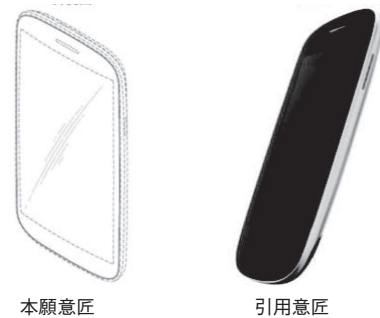
下面は、本件意匠1では、円を一对の対向する直線により線対称かつ点対称をなすように切り欠いた形状であるから、より規則的で静的な印象を与えるのに対し、被告意匠では、二つの略S字状の曲線による点対称の形状で、線対称の性質を有しないことから、むしろ回転をイメージさせる動的な印象を与えている。」また、「第2胴部上面は、本件意匠1では、第1胴部下面の場合と同様により規則的で静的な印象を与えるに対し、被告意匠では、円を回転軸に向かって凹となる一对の曲線によって大きく切り欠いて形成した銀行の地図記号に類似する形状であることから、線対称ではあるもののより動的な印象を与えている。」との認定を踏まえて、「以上のとおり、本件意匠1と被告意匠は、第1胴部下面の形状、第2胴部下面の形状、第2切欠部の形状について、異なる美感を生じている。本件意匠1と被告意匠を全体としてみると、いずれも第2切欠部が存在すること自体によって、一定の印象の共通性が生じるものの、第1胴部下面、第2胴部上面及び第2切欠部の各形状の相違点が組み合わさることによって、本件意匠1では、第1胴部下面と第2胴部上面がいずれも線対称であるから、規則的で静的な印象を強めているのに対し、被告意匠では、第2胴部上面は線対称であるも第1胴部下面は線対称ではないことから、不規則で動的な印象を強めているということが出来る。(改行)したがって、被告意匠を全体として観察したときに、本件意匠1と類似の美感が生じるとまでは認められず、両意匠が類似しているということとはできない。」と説示する。

(5) 知財高判平成27.1.28〔形態情報端末〕

平成26(行ケ)10161号〔図5〕

本件は、意匠の要部を「正面視における形状及び

● 図5



携帯情報端末全体の形状に関わる部分の形状」として、その印象、美感を認定する。すなわち、「携帯情報端末の性質、用途、使用方法に照らすと、需要者が携帯情報端末を観察する際には、携帯情報端末の全体の形状、及び一見して目に入り、かつ、操作の際に最も使用頻度が高いものと考えられるパネル画面等の正面視の形状、並びにこれらのまとまりが最も注意を惹く部分であるということが出来る。(改行)そして、本願意匠が携帯情報端末の前面パネル部に関する部分意匠であることに鑑みると、本願意匠と引用意匠とを全体として観察した場合、意匠全体の支配的な部分を占め、全体として一つの意匠的なまとまりを形成し、需要者に視覚を通じて一つの美感を与えて、需要者の注意を強く惹くのは、正面視における形状及び携帯情報端末全体の形状に関わる部分の形状であるというべきである。」と説示する。そして、「本願実線部分及び引用相当部分の短辺及び長辺は、いずれも直線と比較してやや丸みを帯びた印象を看者に与え、正面視全体としてみても、両部分ともにやや丸みを帯びた長方形の形状であるとの美感を共通して与えるものというべきである」と説示している。

(6) 知財高判平成27.1.28〔形態情報端末〕

平成26(行ケ)10162号〔図6〕

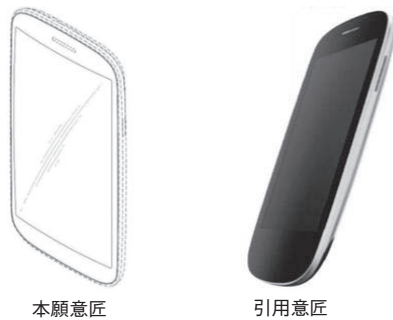
(説示は、平成26(行ケ)10162号と同旨。)

(7) 「知財高判平成27.1.28〔携帯情報端末〕

平成26(行ケ)10163号〔図7〕

本願部分意匠の意匠登録を受けようとする部分は「周囲に施された帯状面」であり、これに対して、上記2件の〔携帯情報端末〕は「前面パネル部」の部分であり、その受けようとする部分が大きく相違

● 図6



● 図7



する。しかし、本件でも上記2件と同様の要部認定がなされている点が注目される。

すなわち、「携帯情報端末の性質、用途、使用方法に照らすと、需要者が携帯情報端末を観察する際には、携帯情報端末の全体の形状、及び一見して目に入り、かつ、操作の際に最も使用頻度が高いものと考えられるパネル画面等の正面視の形状、並びにこれらのまとまりが最も注意を惹く部分であるということが出来る。（改行）両意匠は共に携帯情報端末の前面パネルの周囲に施された帯状面であり、携帯情報端末全体からみて両意匠の占める部分の割合は大きなものではなく、しかも、携帯情報端末の側面の形状であることに照らすと、上記説示のとおり、需要者の注意を惹く程度はさほど大きくないものといえる。このような需要者による看取のされ方を前提とすると、需要者において両意匠の細かな点についてまで詳細に看取するものとは考え難いから、両意匠の類否の判断において影響を及ぼすのは、主として両意匠においてその基調を占める部分であるというべきである。（改行）そして、両部分は、側面視において、上下端部より中央部分に向け、正面側及び背面側の各辺を背面側に向けて僅かに湾曲させている点、及び、上下端部より中央部分に向け、帯状の幅を漸次僅かに幅広に形成したものである点において共通するところ、これらの部分は、両部分の基調を占める部分であるから、両部分の中では需要者の注意を惹く部分であるということが出来る。（改行）そうすると、両部分の共通点が両意匠の類否判断に与える影響は大きいものというべきである。」と説示する。

また、「意匠法3条1項3号における類否の判断は、出願された意匠と類似する意匠とが、出願意匠に係る物品と同一又は類似の物品につき一般需要者

に対して出願意匠と類似の美感を生ぜしめるかどうかを基準としてなされるべきものであり（最高裁昭和45年（行ツ）第45号同49年3月19日第三小法廷判決・民集28巻2号308頁参照）、仮に、ベゼルラインにつきデザインを加えることができる範囲が極めて狭いものであることを前提としても、そのことのみをもって直ちに、類似範囲についても極めて狭く捉え、僅かな差異があれば、一般需要者に対して異なる美感を与えることになると評価できることにはならず、あくまで上記の制約を踏まえて上記基準により類否を判断すべきものである。」とも説示する。

この説示は、部分意匠の類否判断について、「意匠に係る物品につき一般需要者に対して類似の美感を生ぜしめるかどうかを基準」とすると解される（いわば、「物品全体の美感基準」である。）。すなわち、両部分意匠の共通点や差異点の評価基準は、「意匠に係る物品全体の美感」に寄与するか否か、あるいは影響するか否かであると解されるものである。したがって、本件部分意匠（帯状面）については、「携帯情報端末全体からみて…需要者の注意を惹く程度はさほど大きくないもの」であり、「需要者において両意匠の細かな点についてまで詳細に看取するものとは考え難い」とされている。

本件「携帯情報端末」の「周囲の帯状面」は、通常の使用状態等を考えると、微細な部分の形態まで需要者の注意を引くものではなく、本件類否判断は、結論において妥当である。しかし、部分意匠の類否判断の一般論としては、やや疑問が残る。意匠の類否判断は、「需要者の視覚を通じて起こさせる美感に基づいて行うもの」（意24条2項）であるが、部分意匠における「美感」は、「物品の部分の形態」が「視覚を通じて起こさせる」ものである（意2条1項）。本件で引用されている判例は、部分意匠制

度のない時代の判例であるから、部分意匠に合わせた修正が必要である、すなわち、「意匠法3条1項3号における類否の判断は、出願された部分意匠と類似する部分意匠とが、出願意匠に係る物品と同一又は類似の物品につき「当該部分において」一般需要者に対して出願意匠と類似の美感を生ぜしめるかどうかを基準としてなされるべきものである」と読み替える必要がある（あるいは、端的に「出願部分意匠に係る物品の部分と同一又は類似の物品の部分につき」等と読み替える必要がある。いわば、「物品の部分の美感基準」である。）。

例えば、「自動車」のタイヤ部分の部分意匠の場合に、「物品全体の美感基準」を採るならば、タイヤ部分の「トレッドパターン」は「需要者の注意を惹く程度はさほど大きくない」と評価され、意匠に係る物品「自動車」の美感について寄与するところが少なく、ほとんどのタイヤ部分の部分意匠は類似と判断されてしまうであろう。しかし、自動車に装着されているタイヤのトレッドパターンは、日常的な点検等の使用状態において視認される部分である。したがって、「自動車」のタイヤ部分の部分意匠の場合には、「物品の部分の美感基準」を採用して、当該タイヤ部分が需要者に起こさせる美感に基づき類否判断をすべきものと思われる。原則として部分意匠の類否判断においては、「物品全体の美感基準」ではなく「物品の部分の美感基準」を採るべきであろう*3。なお、『意匠審査基準』96頁が、公知の意匠と部分意匠との類否判断において、「「その他の部分」の形態のみについては対比の対象とはしない。」と述べているが、これは、類否判断において「その他の部分の形態」が起こさせる美感は考慮しないということであり、「物品の部分の美感基準」を採るものと解される。

なお、上記2件の〔携帯情報端末〕事件では、物品全体の要部（パネル画面等の正面視の形状、並びにこれらのまとまり）と部分意匠（前面パネル部）とが一致していたこともあり、「両部分ともにやや丸みを帯びた長方形の形状であるとの美感を共通して与える」として、当該部分の起こさせる美感につ

いて説示している。

（8）東京地判平成27.5.15〔包装用箱〕

平成26(ワ)12985号〔図8〕

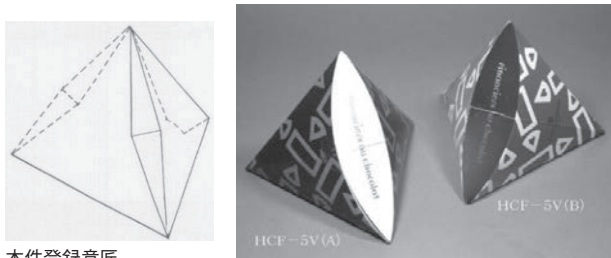
本件では、「本件意匠と被告意匠とは、本件意匠の要部を構成する（三角錐形状の天頂に位置する点から底面を形成する点に至るまでの全体にわたって形成されている）アクセントパネルの具体的形状において、差異があるところ、直線で構成された略菱形形状は、一般的にシャープで固い印象を与えるのに対し、曲線で構成された略紡錘形状は、一般的に丸く、やわらかな印象を与える。また、アクセントパネルの縦の長さ^と中央部分の幅の比が、本件意匠では約8対1であり、ほっそりと鋭い感じを与えるのに対し、被告意匠では約4対1であり、でっぷりとゆるやかな印象を与える。したがって、本件意匠と被告意匠とは、上記の点において美観を共通にするものとはいえない。（改行）また、…本件意匠に係る物品である包装用箱の機能として、収納された物品を取り出すことは必須であることからすると、開口部の配置は、包装用箱の需要者たる事業者や箱に収納された品物を購入する一般消費者にとってみれば、箱を開口してもアクセントパネルとしての美観に全く影響がないか、箱の開口によりアクセントパネルとしての美観が消失してしまうかは大きな差異であるというべきで、本件意匠と被告意匠とは、この点においても美観を共通にするものとはいえない。」と説示する。

（9）知財高判平成28.1.27〔包装用箱控訴審〕

平成27(ネ)10077号

本件では、本件意匠の要部である「アクセントパネル」の印象等について原審と同様に認定する。そして、アクセントパネル部が蓋か否かについては、「形状から受ける単なる美観だけではなく、それが物品においてどのような機能と結び付いているかによって、需要者の払う注意力の程度や、そこから受ける印象、感銘力が異なるのは当然のこと」であり、「看者にとって、当該形状から受ける単なる美観だ

● 図8



本件登録意匠

被告意匠

けではなく、それがどのような機能と結び付いているかによって、注意力の程度や、そこから受ける印象、感銘力が異なるのは当然のことである。」とし、「多面体の1面として注意を惹く部分であるアクセントパネルが、被告意匠において開口部蓋としての機能をも有することは、看者に異なる印象を与え、専ら装飾としてのシャープで洗練されたイメージのアクセントパネルを有する本件意匠とは、異なる美観を生じさせ得るものと認められる。」と説示している。

意匠の美感とは、「当該形状から受ける単なる美観」ではなく、「それがどのような機能と結び付いているかによって、注意力の程度や、そこから受ける印象、感銘力が異なる」ものであると解される。

④創作非容易性における美感認定

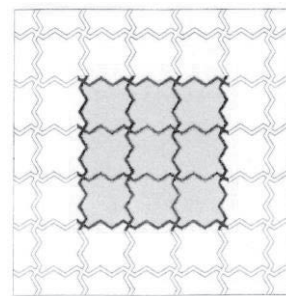
創作非容易性の判断においても、美感を起こさせるものとしての意匠の認定は重要である。創作容易か否かは、「美感を起こさせるものとしての意匠」に関して判断されなければならない。意匠の創作非容易性判断の主體的基準は、「当業者」とされるが、創作非容易性判断の対象である本件意匠についての認定は、「需要者の視覚を通じて生じる美感を基準とする」認定である。

(1) 知財高判平成20.8.28〔研磨パッド〕

平成20(行ケ)10069号〔図9〕

本件は、「審決は、研磨パッドに設けられた溝に着目し、溝の構成、配列、態様によって本願意匠を認定した。確かに、本願意匠において、研磨面に現れた溝の形状は、視覚を通じて美感を起こさせる要素の一つといえる。(改行)しかし、本願意匠においては、正面の研磨面全体に規則的に複数の溝が交

● 図9



本願意匠の一単位としての研磨部のパターン図

差して設けられ、研磨面全体が、溝によって複数に区切られ、区切られた各研磨部は、特有の形状を呈している。溝によって区切られた各研磨部の形状は、溝の構成、配列と密接不可分な関係があるが、溝の構成、配列のみが見る者に対して視覚を通じた美感を起こさせる構成要素であるというべきではなく、むしろ、本願意匠においては、正面視における各研磨面の形状が、見る者に対して、強い印象を与える特徴部分であるというべきである。」と述べ、「意匠が創作容易であるか否かは、出願意匠の全体構成によって生じる美感について、公知の意匠の内容、本願意匠と公知意匠の属する分野の関連性等を総合考慮した上で判断すべきである。」と説示する。

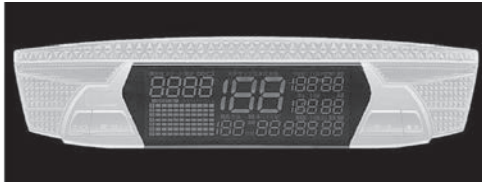
(2) 知財高判平成27.7.9〔遊戯用器具の表示器〕

平成27(行ケ)1004号〔図10〕

本件は、「倒L字状の数字表示部群、すなわち、小型数字表示部の形態は、引用部分意匠2～5のいずれにも見られないものであり、また、通常の需要者の視覚を通じて生じる美感を基準とする限り、引用部分意匠1の区域④～⑧を倒L字状の数字表示部群ととらえることもできない。そして、この倒L字状の形態が、ありふれた手法に基づくものであるとか、又は特段の創意を要さないで創作できるとは認め難い(シンプルであるからといって、直ちに、創作が容易であるとか、美感への影響が微弱であるとはいえない。)」とし、「原告の主張するように、数字表示部の桁数、数字表示部の大きさ、又は数字表示部の配置を多少変更させることは、個別に分断して検討すれば、それほどの創意工夫とはいえないであろうが、これらを全体的に観察すると、大型数字

表示部に隣接して配置された多数の数字よりなる小型数字表示部が、倒L字状のものとして、一体の美感を形成しているのである。」とし、本件登録意匠を創作非容易とした*4。

● 図10



本件登録意匠

⑤一意匠性

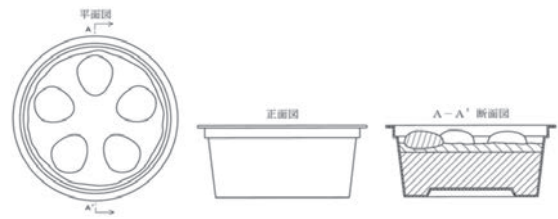
美感性は、一意匠性の判断の基となるものである。

知財高判平成28.9.21〔容器付冷凍〕平成28(行ケ)10034号〔図11〕は、「意匠は、「物品」の「形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合」（以下、これらを一括して「形態」という。）である（意匠法2条1項）から、前記意匠法7条にいう「意匠登録出願は…物品の区分により意匠ごとにしなければならない」とは、意匠登録出願が「物品ごとに」かつ「形態ごとに」行われるべきことを規定したものと解される。（改行）意匠に係る物品には、特定の用途及び機能があることから、「物品ごとに」とは、ある一つの特定の用途及び機能を有する一物品であることを意味するものと解される。また、「形態ごとに」とは、意匠登録の出願図面に表される形態が、全体的なまとまりを有して単一の形態であることを意味するものと解される。」と説示する。

ここでいう「形態が、全体的なまとまりを有して単一の形態であること」とは、形態が「視覚を通じて美感を起こさせるもの」であることと同旨と解される。「全体的なまとまりを有する形態」として視認されることが、意匠の「美感」である。したがって、意匠法7条の「意匠ごとに」というのは、形態については「視覚的的美感を起こさせる意匠ごとに」という意味と解される。

なお、ここで注意すべきは、「意匠ごと」であるか否かの判断において、「物品ごとに」かつ「形態

● 図11



ごとに」という点について、「物品」と「形態」に分けて判断することの問題である。高田忠『意匠』260頁は、「意匠ごとに」というのは、「一意匠ごと」というのであり、一物品の一意匠ごとという意味である」と述べ、原則それぞれの要件が必要であるとする。しかし、例外として「デザイン上からの一物品」を上げて、「元来物品が一物品か多物品かは、その物品の性質からきまってくるものであるが、同じ物品でもその意匠によって一物品にもなり多物品にもなる場合がある。」とし、その例として、「くしとくしケース」「歯ブラシと歯ブラシケース」等を挙げ、一体としてデザインされた意匠は、「両方を合わせて一つのデザインができ上がるのであって、別々にはデザインの意味をなさないもの…の場合は両方を合わせて一物品として扱うことになる」と述べている*5。

したがって、厳密に言えば、本件が説示する「全体的なまとまりを有して単一の形態であること」は、「形態」だけについて判断するのではなく、「物品の形態」としての「意匠」について判断すべきものであろう。「物品」としては元来複数の物品が「形態的」にまとまる場合もあれば、「形態」がばらばらのものが「物品的」にまとまる場合もあり、総合的に、「物品の形態」として「視覚的的美感を起こさせる、全体的なまとまり」を有するか否かによって、「意匠ごと」であるか否かが判断されるべきであろう。

本件でも、具体的認定の際には、「意匠に係る物品の説明」を参酌して、「製造、流通、及び使用の各段階において、「冷凍子」は、「容器」に充填され冷やし固められたままの一体的状態である」とし、「その形態を保ったまま「容器」から分離することは、容易でない」と認定し、「本願意匠に係る物品である「容器付冷凍子」は、社会通念上、一つの特定の用途及び機能を有する一物品である」と説示する。ここでは、本願意匠の特定の具体的形態に係る物品

について、その一物品性が判断されており、抽象的・一般的な物品としての「冷菓子」や「容器」ではないと解される。

3) 視覚的美感

①意匠的美感

実在の製品には、一応「意匠がそのまま存在している」といえよう*⁶。しかし、実在する意匠が簡単に認識できるともいえない。視覚的美感は、通常は、一時的・静的に把握できる視覚的印象を意味するかもしれないが*⁷、しかし、平面的な意匠はともかく、通常の立体的物品に係る意匠は、全体が一度に視認できるわけではない。必ず、裏側があり、全体を捉えるには物品を回転させるか後ろに回りこむ必要がある。また、意匠登録出願の図面は6面図で表すことを原則とするが、意匠は6面図等を総合して認識される対象である。各図は意匠の一側面でしかない。意匠の類否判断において、「全体観察」を基本とするのは、意匠を一つのまとまりある全体として、視覚的美感を起こさせるものを捉えるためである。さらに、前記*⁸のように、触感的な要素が加味される場合や、拡大視するもの、また、蓋が開いて内部形態が視認できるものもあろう。これら、さまざまな感覚的認識も含めて意匠を捉える必要がある。

また、意匠は「物品の形態」であるから、意匠の美感は、純粹に視覚的美感(前記〔包装用箱〕判決が説示するように、形態から受ける「単なる美感」)ではなく物品の「用途及び機能」等の意味を加味した美感である*⁹*¹⁰。また、需要者は、新規な創作性がある形態に注意を引かれるところから、いわゆる「意匠の要部」が美感の中心を形成する。したがって、意匠の美感認定では、「物品特性」と「公知意匠」を参酌する必要がある*¹¹。

意匠の美感とは、このような多様な観点から視認された相貌(アスペクト)を総合して一つの全体的なまとまりある対象として意匠を捉えることであるといえよう。したがって、そのような視覚的美感を起こさせる意匠は、諸情報の総体として「観念的存

在(アイディア)」という面もある*¹²。

②美感の認識主体

主体については、「美感を感じる需要者」と「意匠の美感の判断主体」を区別する必要がある*¹³。意匠の美感認定は、「需要者の美感」を判断基準として、判断者(審査官や裁判所)が行うことになる。

「需要者の美感」は主観的で(各自の感覚であって、客観的でないから)類否判断基準にならないとの意見がある。しかし、基準となる需要者の美感は、「個々の現実の需要者ではなく、客観的に想定された平均のまたは理想の需要者」*¹⁴の美感であり、客観的な「一般的美感」でなければならない。「需要者の美感」とは、個々の需要者の美感を超えた、まさに一般的な美感であり、価値的なものである。

なお、価値的なものといっても抽象的なものではなく、意匠の美感は「形態」に現れている*¹⁵。そして、意匠の「要部(本質的特徴)」を踏まえた、意匠の認識によって美感を捉える必要がある*¹⁶、その具体的な手法は、類否判断に典型的にみられるような、「物品特性」と「公知意匠」の参酌である。

③美感の客観性

意匠の美感は、価値的なものであるとはいえ、美醜等の高低に関する価値判断は含まない。意匠登録要件としての美感性において問題となるのは、「視覚的美感」であるか否かだけであり、どのような美感であってもよい。その評価は「新規性」や「創作非容易性」の観点からのみである。「物品(物品の部分)の形態」の全体的印象について、先行意匠との異同等を判断するだけであり、美醜等の価値判断以前の問題である。したがって、意匠の美感認定は、前記多くの裁判例において見たように、物品の形態を全体的なまとまり(ゲシュタルト)として捉えた対象的・客観的な内容となる。

④美感認定の意義

意匠の類否判断は、「需要者に起こさせる美感に基づく」必要がある、そのためには、美感を起こさ

せる対象である「物品(物品の部分)の形態の全体的なまとまり(ゲシュタルト)」について認定する必要があると思われる。前記裁判例によれば、両意匠が類似しない場合には、その相違する美感の内容が明記されることが多い。だが、類似する場合でも、物品の形態の「全体的なまとまりに」(視覚的美感)についての認識は常に必要であろう。

また、部分意匠においては、当該部分の形態が一つの全体的なまとまり(ゲシュタルト)として認識される場合に、当該部分が部分意匠として成立する。したがって、部分意匠の類否判断は「物品の部分の美感基準」を採るべきである。

そして、意匠の創作非容易性を判断する場合にも、全体的なまとまりとして視覚的美感を起こさせるものを把握し、「意匠の全体構成によって生じる美感」について創作非容易性を判断する必要がある。この創作非容易性の判断対象としての意匠の認定は、「需要者の視覚を通じて起こさせる美感」を基準とするものである。

以上のように、意匠を認定する場面においては、いつでも美感認定が必要であり、美感を捉えるセンスが必要と思われる。

- * 1 本連載「意匠法の問題圏 第11回」(DESIGN PROTECT 2015 No.106 Vol.28- 2) 33頁参照。
- * 2 知財高判平成19.1.31〔プーリー〕平成18(行ケ)10317号は、「出願人は、一定のまとまりがあり、視覚を通じて美感を起こさせる形状等からなる部分については、…自ら、意匠登録を受けようとする部分を定めることができる」と説示する。
- * 3 本連載「意匠法の問題圏 第12回」(DESIGN PROTECT 2015 No.107 Vol.28- 3) 25頁、および梅澤修『『造形デザイン』の知財判決紹介(13)——知財高判平成27年1月28日「携帯情報端末」(特許ニュースNo.14021、平成27.8.11) 8頁では、この点について、部分意匠の要部認定と視認距離の問題として検討した。
- * 4 詳しくは、梅澤修『『造形デザイン』の知財判決紹介(14)——知財高判平成27年7月9日「遊戯用器具の表示器」(特許ニュースNo.14079、平成27.11.6) 参照。
- * 5 高田 忠『意匠』(有斐閣 1969年) 268頁。
- * 6 満田=松尾編『注解意匠法』(青林書院 2010年) 115頁〔斎藤瞭二〕は、「現実に存在する物品の場合、形状は物品そのものによって把握される。つまり形状認識の資料は物品そのものであるから、そこに形状認識上の問題は起こり得ない。」と述べる。

- * 7 知財高判平成28.11.30〔吸入器〕平成28(行ケ)10121号は、「本願意匠において、本体部の上端面を凸弧状面とし、本体部の中間部の全周にわたり一条の線を表し、その下方背面に窓部等を備えるという形態は、吸入器の本体部の上端面、中間部、下方背面にそれぞれ離れて位置しており、一体的に観察されるものではなく、その形態をみても、意匠的まとまりを形成するものではない。」と説示する。
- * 8 本連載「意匠法の問題圏 第13回」(DESIGN PROTECT 2016 No.110 Vol.29-2) 29頁以下参照。
- * 9 斎藤瞭二『意匠法概説』(有斐閣 1991年) 196頁は、「物品の形態は、用途、機能に対する合目的性や技術合理性、また形態をなりたさせる材料や生産技術などの物理的諸条件、また人が使い、人と共存するための物的(人間工学的)あるいは精神的欲求充足のための諸条件、さらには、そのものを商品としてなりたさせる経済上の合目的性など、諸種の要因によって条件づけられて成りたつものであるが、そこで、これら諸要素、諸要因を統合し、一つの形態を現実のものとして創造する作用そのものの中に美、美的価値の源泉がある」と述べる。
- * 10 加藤恒久『意匠法要説』(ぎょうせい 1981年) 101頁は、「美感性は物品のデザイン全体の感覚的反映であって、デザインのみからの反映でもなければ、物品のみからの反映でもない。すなわち、美感性は、物品とデザインの結合状態において感得されるものであり、その意義は、物品の性質を前提として構成されるもので、物品に対する認識のない単なるデザインのみからの感覚的認識は、意匠法上の美感性ではない。」と述べる。
- * 11 加藤前掲(*10) 105頁は、物品性を加味した美感の把握は単なる「視覚的」なものではなく「知覚的」であるとしている。
- * 12 本連載「意匠法の問題圏 第3回」(DESIGN PROTECT 2012 No.94 Vol.25-2) 13頁以下参照。
- * 13 加藤前掲(*10) は、「美感性有無の判断主体は、当該意匠に係る物品の平均的取引者である」とし、「なぜならば、美感性有無の判断は、当該物品の取引社会の実情(とりわけ他の種々の意匠の存在)を前提として、需要者の購買心を刺激するだけの能力を有しているかどうかの価値判断だからであり」(105頁)、「美感性の判断は、需要者に対し物品の購買心を惹起せしめるかどうかの認定であり、それは個々の物品分野における取引社会の諸々の事情を前提とし、需要者がどう反応するかを知っているはじめてなし得る判断である。」(110頁)と述べる。
- * 14 高田前掲(*5) 150頁。
- * 15 斎藤前掲(*9) は、「形態にかかわる価値」は、「形態に固定されてはじめて実体となり得るものであるから、ここで意匠の価値は、現前する形態秩序そのものに還元してみることができる」(196頁)もので、「この形態秩序こそ形態価値の具体的表徴」(197頁)であると述べる。
- * 16 斎藤前掲(*9) 197頁は、「判・審決などにみる「本質的特徴」とは、可視的存在をとおして把握される意匠上の価値を表章する言葉」であると述べる。

(つづく)